

監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査（市政改革プラン2.0の検証について）

所 管 所 属：こども青少年局

通知を受けた日：令和3年11月30日

| 監査結果 No. | 頁数 | 指摘等の概要 | 措置内容又は措置方針等 | 措置分類 | 措置日 (予定日) |
|-------------|-----|---|---|------|--------------|
| 意見44 | 148 | <p>民間移管による効果に関する検証結果を記載されたい(幼稚園)。</p> <p>民間移管後において、公立幼稚園で行われてきた教育水準が維持されているか、民間ノウハウ活用による教育水準の向上があるかといった民間移管後の状況に関しては、市政改革プラン及びその成果からは読み取れない。 民間移管という選択が適切であったか、民間移管によるメリットが市民によりわかりやすく説明できるため、満足度調査やモニタリングは有用であると考え。 民間移管後の利用者の満足度やモニタリング状況について、市政改革プランとしての俯瞰的観点からも情報の整理及び公開を通じて、市民の理解を深めることが望ましい。</p> | <p>各園の事情が様々であることから、民間移管後の利用者の満足度やモニタリング状況についての情報の公開が民間移管の推進に有用な効果とはならないと考える。 しかし、公立保育所の民営化においては、保育所の民間移管後1年目に保護者アンケートを実施していることから、同様のアンケート実施について、今後検討する。</p> | 見解 | — |
| 意見45 | 151 | <p>民間移管による効果に関する検証結果を記載されたい(保育所)。</p> <p>民間移管後において、公立保育所で行われてきた保育水準が維持されているか、民間ノウハウ活用による保育内容の向上があるかといった民間移管後の状況に関しては、市政改革プラン及びその成果からは読み取れない。 民間移管が完了したというだけでなく、その後のモニタリング状況についても十分な説明がなされるべきである。 実際に把握されている民間移管後の利用者の満足度やモニタリング状況について、市政改革プランとしての俯瞰的観点からも情報の整理及び公開を通じて、市民の理解を深めることが望ましい。</p> | <p>「市政改革プランにおける情報の整理及び公開」については、市政改革室と連携し対応していく。 保育所の民間移管後1年目に実施している保護者アンケートについても、結果公表時に市政改革室に情報を提供する。</p> | 見解 | — |
| 意見46 | 153 | <p>民間移管による効果に関する検証結果を記載されたい(福祉施設)。</p> <p>一定期間経過により事業者の変更がありうる指定管理者制度を取りやめ、安定的で継続的な運営により「利用者に精神的な負担を与えない」ように民間移管を活用すべく、民間移管に向けた手続の進捗状況を管理している。民間移管後の効果については、市政改革プラン及びその成果からは読み取れない。 指定管理者制度から民間移管がなされたことにより利用者に精神的な負担を与えないという効果を得られたかを検証するためには、民間移管後における利用者らの声、利用者らがサービス継続により安心を得られているかといった民間移管後の状況に関して、その後のモニタリングも行われるべきであった。</p> | <p>市政改革プラン2.0における官民連携の方針は、民間ができることは民間に委ね、大阪市が果たす役割を見直すなど、公共サービスの提供にあたって、大阪市・民間の最適な役割分担により、コスト削減とサービス向上が期待できるものは積極的に民間活力を活用していくというものである。 今回の監査対象である福祉施設については、「利用者に精神的な負担を与えないようにするためには、サービスが継続して行われることが望ましい」ことから、運営者が変更する可能性のある指定管理者制度から民間へと移管を進めてきた。結果として対象施設すべてが指定管理者制度時と民間移管後について、同一法人が運営しており、サービスの提供状況について変化はなく、当局としては、民間移管することにより長期にわたり同一法人によるサービスが提供できるため、「利用者に精神的な負担を与えない」こととなり、民間移管の目的は達成されているものと考えている。 なお、各施設の根拠法令等に基づき定期的に実施される指導監査により、民間移管後の利用者サービスの適正な水準の維持を引き続き図っていく。</p> | 見解 | — |